

研究の現場から

農薬の用語と使用者の戸惑い

「草を枯らしたいので、除草剤を散布した。確かに枯れたが、枯れたままで残っている。除草剤は雑草を除いてくれるのではないか？」

笑えない素朴な疑問である。消費者からの電話相談を受ける仕事を時々やっているが、この程度の質問がよく寄せられる。

確かに除草剤は「草を除く」とは書くが、その場からの運び出しまでは任されていないので、見苦しいようであれば、枯れた草はご自分で捨てていただくようにお願いするしかない。

「芝生に除草剤をまいて、雑草は枯れて、芝生は残っている。同じ植物なのにまことに不思議だ。」

これには「選択性」をわかりやすく説明するようしている。「細くて長い葉っぱと広い葉っぱの植物では薬の受け止め方が違うのですよ」と、植物の姿をみていただくことをすすめている。植物生理学の知識を披露しても始まらない。

まして「属間選択性」に至っては、短い時間に、しかも電話で消費者に理解していただくように説明できる自信はない。

農家向けの農薬用語を使った説明書は一般消費者にとっては容易には理解できない。「は種前散布」、これは「播種前散布」であるが、お堅い役所が当用漢字だけを使うラベル作成を

指導するものだから、理解できない内容になってくる。「種を播く前」などと平易にしてもよさそうに思う。

除草剤登録の「樹木類」「樹木等」の区別もわかりにくい。樹木のあるところとないところの違いであるというが、樹木に散布するのではなく、これらは雑草に散布するものなのだ。

使用時期の「収穫前日数」、「総使用回数」などまだ理解困難な用語がある。希釈倍数の1000倍の意味がわからない使用者もいるから、簡単なスプレー剤がホームセンターには多く陳列されている。水で薄めているから、確かに便利ではある。

作物残留基準は一日許容摂取量(ADI)が基本データとなっているが、これを理解していただくには、いくら時間があっても足りない。説明が下手であることを反省しなければならないときもあるが、同じ野菜を毎日生涯、相当量食べる人がいるだろうか。

一般消費者だけではなく、生産農家でも理解できない用語や説明があるようだが、農薬登録の用語は平易に、かつ的確にしておかないと、お役所の推奨される適正使用にはつながらないのでないだろうか。

(井上 信彦)